

トピック

英国コロナウィルス雇用維持スキームの事例調査—早期給付の実現を主眼として—

経済社会総合研究所 研究官
吉本 尚史

はじめに

内閣府経済社会総合研究所では、新型コロナウイルスの国際的な蔓延という危機に対し、このコロナ危機への対応および将来の類似危機に対する経済社会面での知的備えの強化及びポストコロナに向けて全世界的に変貌を遂げる経済社会の展望を目的として、令和3年度国際共同研究「コロナ危機とポストコロナの経済社会に関する研究」を実施し、その一環として、コロナ対策に対する国際比較調査を行った。

本稿はこの国際比較調査の中で、特にデジタルインフラを活用することにより短期間での給付を実現した英国の雇用維持スキームの事例を紹介する。

CJRS手続きのPAYEシステムの概要

英国のコロナウィルス雇用維持スキーム（Coronavirus Job Retention Scheme：CJRS）¹はコロナ対策法の71条および76条に基づき、雇用を維持するための企業への資金援助を目的とした制度であり、2020年3月から2021年9月まで実施された。CJRSを利用するためには、英国における源泉徴収制度であるPAYE（Pay as you earn）に登録し、かつRTI（Real Time Information）により所得の報告が行われている労働者が対象となっている。ここで労働者は正規雇用に限らずアルバイト等の臨時雇用および短期雇用者も対象となっている。

RTIは2013年のPAYEシステムの改革により導入された制度である。RTIは①事業主が雇用者の所得情報を毎月報告し、納税を行うこと、②副業などの所得データを正確に捉えること、③雇用労働省（Department of Work and Pensions）が所管する普遍的給付制度（Universal credit）等の所得保障制度をはじめとする給付制度を効率的に運用すること等を目的として導入された。より具体的には、事

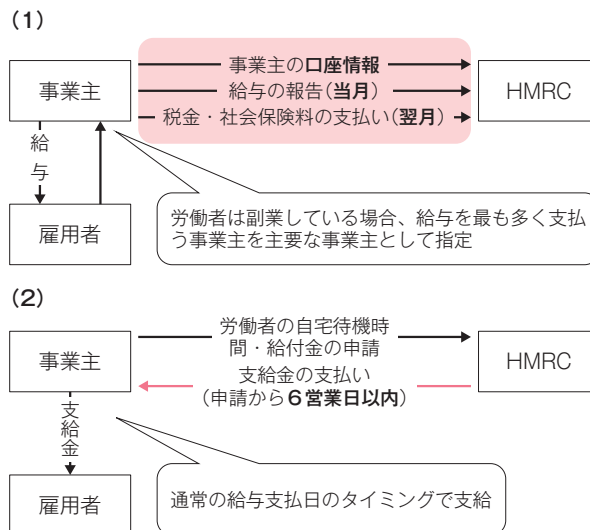
業主は労働者に対する給与支払いに対し、事前あるいは支払い時に報告を求めるものである。賃金は納税の対象でない所得も含まれており、また事業主の範囲は年金支払者も含むものとなっている。そのため、短期間の離職、就労を行うような短期・日雇い労働者に対しても高い精度で、所得・納税情報が捉えられるようになっており、副業についても正確にその実態を捉えることができる制度となっている。

そしてこのような詳細な所得情報を用いて、普遍的給付制度等の所得保障制度を効率的に運営するためのデータを他省庁に提供している。

CJRSでは、事業主が自宅待機を命じた労働者の賃金について申請を行うことになっており、CJRSの実施時期によりその助成率は異なっているが、賃金の6割から8割について英国関税歳入庁（HM revenue and Customs：HMRC）が助成を行う（図表1）。申請から給付まではおおむね6営業日以内となっており、事業主は通常の労働者への賃金支払いのタイミングで自宅待機を実施した時間に対する賃金の支払いを行い、給付を受けた賃金に対して翌月納税を行うことになる。

2020年3月から2021年9月までの給付実績は、給付の対象となった累積労働者数は1,170万人、申請を行った事業者は130万社、給付金額の総額は700億ポンドとなっている。

図表1 PAYEの概略図とCRJS手続きの概要



CJRSの特徴(早期給付と不正チェック体制)

CJRSの特徴は主に2点ある。1つは申請から給付までの期間の短さである。これは、PAYEシステムの中に、事業主の口座情報が紐づいていること、および英国では税務の

1 CJRSはSelf-Employment Income Support SchemeおよびEat Out to Help Outと一体となって実施された雇用支援スキームである。

完全電子化に向けたMaking Tax Digitalと称する指針により税務の完全電子化に向けた取り組みがなされており、給付申請をオンライン上で実施するための下地があったことが挙げられる。

2つ目は不正対策である。HMRCはCJRSについて、労働者を不正から守ることが必要であるとしており、2020年から2021年の間にどの程度の不正が発生するかの推計を行っている²。推計にはCJRSの申請で得られたデータ、PAYEのRTIデータ、および外部機関による調査・分析に基づくデータを用いている。

その推計結果は図表2となっている。不正の割合は、全体の8.7%（約53億ポンド）としており、高い割合で不正が発生すると推定している。またその8.7%の内訳について、①組織的な犯罪、②申請額の水増しといった故意の不正、③申請者および当局の手続きミスで分類しており、一番多いもので故意の不正が6.1%に上ると推計している。

図表2 CJRSの不正に関する推計

	95%信頼区間 (下限)	最頻値	95%信頼区間 (上限)
不正割合の推定値	6.7%	8.7%	12.0%
	組織的な犯罪	故意の不正	手続きのミス
不正の内訳 (最頻値に基づく)	0.3%	6.1%	2.3%

HMRCはこのような不正へ様々な取り組みを行っており、その主なものは以下の通りである。1つは事前審査である。これにより29,000件の不正な申請をブロックし、2.06億ポンドの不正を未然に防いだとしている。

2つ目は、事後調査である。1,265人のHMRCのスタッフにより構成されるTaxpayer Protection Taskforceへ1億ポンドの投資を行い事後的な不正チェックを行っている。HMRCは2020年から2021年までで5.36億ポンドの回収を行っており、これに加えて2021年から2023年までで新たに3万件の調査を行うことにより、追加で8億ポンドから10億ポンドの回収を実現できると見込んでいる。

3つ目は消費者による申請内容の修正を目的としたオンラインサービスの向上である。これにより、HMRCの介入なしに申請内容を修正することが可能となり、主に自宅待機が必要にならなくなった期間の賃金について10億ポンドの返金があったとしている。

4つ目は、労働者に対する情報公開である。HMRCの

チェックに加え、CJRSを申請した事業者は専用サイトに一般公開がなされることになっている。また、労働者はPAYEシステムのRTIにより納税記録が毎月更新されており、CRJSにより給付された賃金も納税対象となるため、納税記録からCJRSによる給付が行われていたことが確認できる。このようなRTIを用いたチェック体制も構築されており、手続き上、給付が行われたすべての申請について労働者からのチェックが可能な体制となっている。HMRCはこのチェック体制により、市民から3万件の報告があったとしている。

CRJSから得られる我が国への示唆

コロナウィルスのような社会経済に対する急激なショックへの対策に求められる要件の1つは、その即時性である。コロナウィルスの感染が広がった初期において、CRJSは主に若年層に利用され、利用率は42%とその他の年齢階層と比べて10%以上高かった（図表3）。このことは、英国ではCJRSは雇用維持を目的としたものであるが、その一方で緊急時の所得保障制度として機能したという側面もあると考えることもできる。

我が国では、緊急事態に所得補償を必要とする階層についての情報を精緻に把握することが難しく、また英国と異なり所得・税情報についてのアクセスが難しいため、英国のような即時のきめ細かな対応をとることが難しい。一方で、英国ではPAYEシステムのリアルタイムでの情報更新システムを利用して、即時給付と綿密な不正チェックを一体として、頑健な給付制度を実行することができた。

我が国でも、緊急事態時にきめ細かく、即時の対応を可能にするには、給付制度での活用を見据えた所得情報の整備が重要であると考えられる。

図表3 コロナパンデミック初期のCJRSの利用率
(2020年3月から6月までの実績)^{3,4}

	女性	男性	全体
16-25歳	41.7%	43.0%	42.3%
26-35歳	26.6%	31.8%	29.2%
36-45歳	23.8%	28.8%	26.3%
46-55歳	22.8%	28.6%	25.6%
56-65歳	24.3%	31.4%	27.8%
65歳以上	28.9%	33.4%	31.3%

吉本 尚史（よしもと なおふみ）

2 <https://www.gov.uk/government/publications/measuring-error-and-fraud-in-the-covid-19-schemes/our-approach-to-error-and-fraud-in-the-covid-19-support-schemes>

3 利用率=申請件数/申請資格保有者

4 HMRC (2020) "Coronavirus Job Retention Scheme Statistics July 2020"